

第4回 官庁施設の被災状況に関する情報収集等効率化検討会

議事概要

■日時：平成26年12月18日(木)10:00~12:00

■場所：中央合同庁舎第2号館低層棟1階 国土交通省第1会議室

■出席者：宮村座長、池田委員、濱谷委員、本多委員

(国土交通省大臣官房官庁営繕部) 計画課長、設備・環境課長

■議事概要：

- ・事務局から資料説明の後、議論を行った。
- ・委員からの主な意見等は次のとおり。

<情報共有ルールの検討状況>

- 震度5強以上の地震を除いた自然災害は、被害があった場合に報告することになっているが、洪水等の大規模災害が発生した場合に備え、国土交通省から各省各庁に報告を求められるよう、ルールに盛り込むべきではないか。
- 1時間で被災状況を速やかに報告するためには、報告様式のうち施設名や所在地等、予め記入できる内容は記入しておくとともに、訓練等を通して、報告様式への記入や伝達の習熟に努める必要があるのではないか。
- 要領の目的に賛同する省庁は被災情報をしっかり伝達すると考えられるため、目的が非常に重要となる。国交省では技術的支援の必要性や優先度等を判断するためにも、各省各庁に被災情報を適切に伝達していただく必要があり、そのことがわかるよう記載すべきではないか。
- 国土交通省に報告される情報を出来るだけ早く集約・整理した上で、各省各庁にフィードバックし、その情報が、各省各庁の災害応急対策活動に資するようになれば、各省各庁からの協力もより深まると考えられる。
- 通信が全て途絶えた場合のことも想定しておく必要がある。
- 被災部位の写真は、被災状況を把握する上で非常に有効と考えられるが、データ容量(2MB)が小さいと考えられる。

<情報収集機能を代替する仕組み等の検討方針>

- 既存のシステムを前提として検討を行うのであれば、セキュリティに配慮したうえで、予め共有できる情報は共有しておく必要がある。

<発災時チェックシート改定等の検討状況>

- 鉄骨の点検にあたっては、「接合部」の確認は重要であるため追加の可否を検討すべき。
- 電力や給水等の周辺状況も含めた被害については、把握の要否を再度検討すべき。
- 報告様式と「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」の各種様式については、整合を図る必要がある。

災害時における情報収集・伝達の課題と検討スケジュール

課題

平成25年度

平成26年度

官庁営繕の報告様式と各省各庁の施設管理者による報告様式が共通でないため、とりまとめにあたり、**転記・集計作業が発生**

様式に、災害応急対策を行う上で必ずしも必要としない項目も含まれる、または、必要な項目が不足するなど**内容に過不足**がある。

各施設の施設管理者では庁舎の**各部位の被災状況を詳細に、網羅的に、点検・報告を行うことが困難**

応急対策活動期に全ての報告対象施設に対して情報収集を行っており、**施設管理者及び職員の負担が大きい。**

情報の収集先が、一次出先や現地庁など、各省各庁によって様々

発災後、電話やFAXが不通となった場合、各省庁との**情報のやりとりが困難**

被災状況の新報告様式の作成

災害時における信頼性の高い通信手段を用いた、情報収集・伝達の方策を検討

被災情報伝達要領(案)の策定

各省各庁の意見を踏まえた報告様式の改善

優先対応施設の設定

被災情報の効率的かつ確実な収集に向けた情報共有ルールの検討

BCP指針における発災時チェックシート改定等

情報収集機能を代替する仕組みの検討

平成26年度検討会の進め方

H25年度

- ・第1回検討会を12月24日、第2回を2月20日に開催。
- ・施設管理者による業務継続可否の判断や、整備局等による効率的な転記・集計等に資する被災状況報告の新様式の作成等に関する検討。

H26年度

検討会

10月28日

- 第3回
- ・報告様式の改善点
 - ・優先対応施設の設定
 - ・情報共有ルールの検討方針
 - ・発災時チェックシート改定等の方針 等に関する検討

各省各庁の業務内容等に即したものとなるようアンケートを実施。

12月18日

- 第4回
- ・情報共有ルールの検討状況【各省各庁と国交省間】
 - ・情報収集機能を代替する仕組み等検討方針【国交省内】
 - ・発災時チェックシート改定等の検討状況 等に関する検討

整備局等の業務内容等に即したものとなるようアンケートを実施。

2月4日

- 第5回
- ・官庁施設の被災情報伝達要領案【各省各庁と国交省間】
 - ・情報収集機能を代替する仕組み検討案【国交省内】
 - ・発災時チェックシート改定案等 等に関する検討

各省各庁及び整備局等の業務内容等に即したものとなるよう要領案の意見照会を実施。

情報共有のルールについて各省各庁と合意形成

今後のスケジュール(予定)

平成26年度

2月上旬

「官庁施設の被災情報伝達要領(修正案)」について各省各庁へ意見照会



2月下旬
～3月上旬

「官庁施設の被災情報伝達要領」について各省各庁と合意
・関係省庁連絡調整会議の設置、開催等



3月

運用開始に向けた準備・調整
・対象施設、優先対応設定の確認
・情報伝達ルート、窓口の確認 等



平成27年度

4月～

新要領に基づく、被災情報伝達の運用開始



・防災訓練の場を活用して、情報伝達訓練を実施
・各種会議等を通じ、情報伝達ルールや施設管理者による発災時の点検方法について周知

1. 目的

被災情報共有の目的を各省各庁と共有

- 官庁施設は災害時においても、災害応急対策活動を支える拠点施設などの役割を担う。
 - 災害時においては、施設管理者と官庁営繕部等※が連携して、官庁施設の機能確保及び二次災害の防止に向けて対応する必要があり、官庁施設の被災情報等を適切に共有することが重要となる。
- ※官庁営繕部及び地方整備局等官庁営繕部局
- | | |
|--|--|
| <p>【施設管理者による災害時の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設点検 ・継続使用の可否、応急措置の要否の判断 ・来庁者等の安全確保 等 | <p>【官庁営繕部等の災害時の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先度に応じた施設管理者への技術的支援(各施設の被災情報を踏まえ、適切に実施)等 |
|--|--|
- 本要領は、災害時の官庁施設の被災情報の伝達方法を定め、施設管理者と官庁営繕部等における効率的かつ確実な被災情報の共有に資することを目的とする。

2. 対象施設

国家機関の建築物

対象施設

官公法第10条の施設※

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・合同庁舎 ・一団地の官公庁施設 ・一般庁舎 | <ul style="list-style-type: none"> ・国会関係施設 ・特別会計施設(国交省) ・裁判所 ・会計検査院 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・国会議事堂 ・労働保険官署及び職業安定官署 等 |
|--|---|---|
- ・在外公館 ・公務員宿舎 等
- ・刑務所 ・国交省以外の特別会計施設(労働保険官署及び職業安定官署を除く)
- ・防衛施設 等

※土木管理施設(ダム管理所等)、航空管制・保安関係施設及び航路標識関係施設等は除く。

独立行政法人施設等

3. 災害に応じた情報伝達内容等

災害の種類・規模、官署に応じて、3つに区分して整理

○災害の種類と規模に応じ、情報伝達を行う対象施設の範囲と伝達内容を次のように設定。

地震災害		その他の災害
震度5強以上の地域に所在する全ての施設	<p>C 震度5弱以下の地域に所在する被害があった施設</p>	<p>被害があった施設</p>
A 優先対応施設※ B その他施設		
被害の有無 被害の状況	被害の状況	

※災害応急対策活動を実施する施設等を予め「優先対応施設」として設定し、「優先対応施設」以外の「その他施設」と区分する。

○発災直後の初動期において、官庁営繕部等は、「優先対応施設」の被害の有無、被害の状況の把握のほか、使用可否判断への助言等を優先的に実施する。

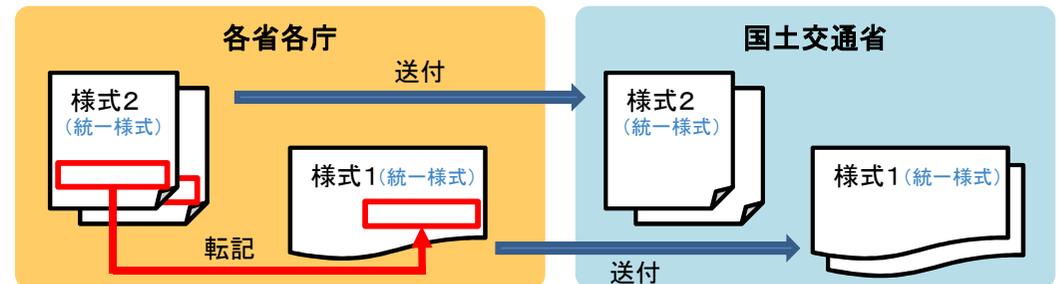
- ・「その他施設」については、重大な被害が生じた場合を除き、「優先対応施設」の対応が終了した後に対応する。
- ・「優先対応施設」としての取扱は、発災直後の初動期におけるものであり、復旧・復興段階においては、施設を区分せず対応する。

4. 被災情報の伝達様式

被災情報の伝達様式を各省各庁と統一

○被災情報の伝達は様式1～3によるものとする。

- ・様式1 : 被災情報のとりまとめを行うための様式
様式2の集計欄の内容を転記する。
- ・様式2 : 個々の施設の被害情報を伝達するための様式
- ・様式3 : 被災部位の写真を添付し伝達するための様式



官庁施設の被災情報伝達要領(案) 概要版

5. 情報伝達ルート(図1参照)

複数の伝達ルートを確認し、情報伝達の確実性を向上

- 各省各庁の各施設管理者から国土交通省官庁営繕部に至る被災情報の伝達ルートは、情報伝達の確実性の観点から可能な限り複数ルートを確認する。
- 複数ルートを確認した上で、効率化の観点から、予め「メインルート」を設定し、その他のルートの情報と使い分けとりまとめを行う。

6. 情報伝達時期(図2参照)

被災概況の早期把握のため、情報伝達の目標時間を設定

- 地震災害が勤務時間内に発災した場合、概ね3時間以内に対象施設の被災情報の概況を国土交通省官庁営繕部が把握できるように伝達する。
- その他の場合は、点検後、速やかに伝達する。

7. 情報伝達手段

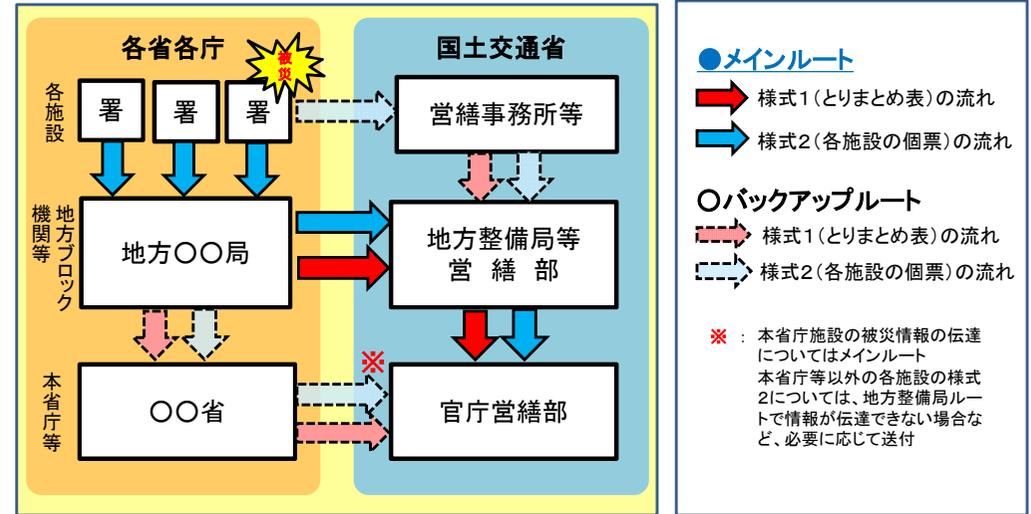
情報共有の確実性向上のため、信頼性の高い伝達手段を設定

- 原則としてパソコンからの電子メールを使用する。電子メールが使用できない場合は、FAX等により伝達する。

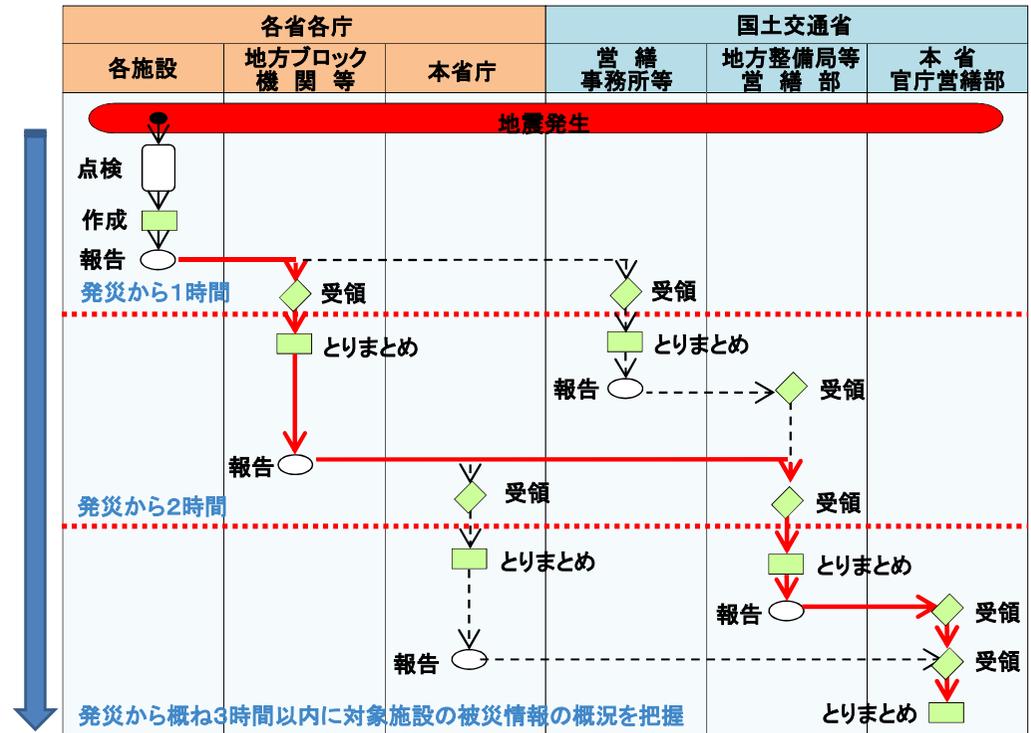
8. 情報伝達のための平時の準備

円滑な情報伝達のため、平時に必要な対応を明確化

- 対象施設の基本情報については、BIMMS-N等で共有されているデータを活用することとし、様式1および様式2については、毎年度BIMMS-Nのデータ更新後速やかに、施設情報欄を更新する。
- 情報伝達窓口のメールアドレス等を予め確認しておく。また、メールアドレスについては人事異動によらないアドレスの設定に努める。
- 施設に応じた点検体制の整備を図る。
- 合同庁舎では、入居官署間において、施設点検の役割分担や連絡体制を予めルール化する。
- 防災訓練の場を活用して情報伝達訓練を実施するなど、被災情報伝達方法の習熟に努める。



【図1】各省各庁から官庁営繕部等への複数ルート確保のイメージ



【図2】情報伝達ルートと伝達時期のイメージ

→ メインルート
--> バックアップルート

官庁施設の被災情報伝達要領（案）

2015. 2. 4 時点

1. 目的

官庁施設は災害時においても、災害応急対策活動を支える拠点施設となるなど、入居する官署の業務等に応じた役割を担うこととなる。

このため、災害が発生した場合、当該施設に求められる機能が確保されているかを確認するため、施設管理者は速やかに施設の点検を行う必要がある。その結果、施設に被害が生じていた場合、施設管理者は継続使用の可否、応急措置の要否等を判断し、入居する官署の業務等に支障を生じさせないように所要の措置を速やかに講じるほか、来訪者等の安全を確保し、二次災害の防止に努める必要がある。また、施設の点検や使用可否判断等には建築・設備に関する専門技術や知見が必要となる場合があることから、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局等※における官庁営繕関係部局（以下、「官庁営繕部等」という。）は、各施設の被災情報を踏まえ、優先度に応じて施設管理者への技術的支援等を適切に実施する必要がある。

このように、災害時には施設管理者と官庁営繕部等が連携して、官庁施設の機能確保及び二次災害の防止に向けて対応する必要があり、職員や通信手段に限られる状況においても官庁施設に関する被災情報等を両者で適切に共有することが重要となる。

本要領は、災害時の官庁施設に関する被災情報の伝達方法を定め、施設管理者と官庁営繕部等における効率的かつ確実な被災情報の共有に資することを目的とする。

※地方整備局等：国土交通省地方整備局、北海道開発局および内閣府沖縄総合事務局を示す。

2. 対象施設

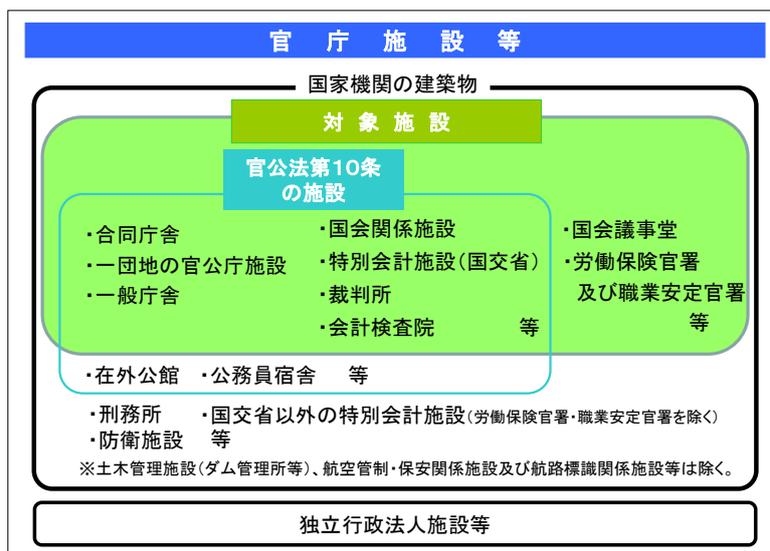
災害時において被災情報を伝達する施設（以下「対象施設」という。）は、官公庁施設の建設等に関する法律第 10 条により国土交通大臣が営繕等を行う施設、労働保険官署及び職業安定官署に係る施設、特定国有財産整備計画に基づき国土交通省が新営した施設、並びに「国家機関の建築物のうち特に重要な建築物を定める件」（平成 16 年国土交通省告示第 456 号）に規定する施設とする。

ただし、以下の施設は対象外とする。

- ・ 在外公館
- ・ 公務員宿舎
- ・ 皇室用財産のうち宮内庁本庁舎を除く施設
- ・ 厚生労働省施設のうち国立ハンセン病療養所、国立児童自立支援施設、国立障害者リハビリテーションセンター及びそれらの下部機関
- ・ 環境省施設のうち国立公園事業及び鳥獣保護区における保全事業による施設

- ・国土交通省施設のうち土木管理施設（河川・道路等の土木構造物を管理するために附帯して整備される施設でダム管理所等をいう。）、航空管制・保安施設及び航路標識関係施設等

【参考】対象施設



3. 災害に応じた情報伝達内容等

災害の種類や規模に応じて、次の（１）及び（２）により情報伝達内容や官庁営繕部等の対応を設定するものとする。

（１）災害に応じた情報伝達を行う対象施設の範囲及び伝達内容

- ① 施設の所在地において震度５強以上の地震が観測された場合は、施設の被害の有無（「有」の場合は、その被害情報とも）を伝達する。

なお、個別施設に対応した震度観測点については、予め各地方整備局等にて設定し、８（１）により送付することし、震度観測点における震度に関する情報は各施設管理者が気象庁ＨＰ等より入手することとする。

- ② その他の災害（施設の所在地において震度５弱以下の地震が観測された場合を含む）により、施設に被害が生じた場合は、その被害情報を伝達する。

（２）優先対応施設の設定

災害応急対策活動を実施する施設等を「優先対応施設」として設定し、「優先対応施設」以外の「その他施設」と区分する。官庁営繕部等は、震度５強以上の地域に所在する「優先対応施設」について、発災直後の初動期において、各施設の使用可否や応急措置に係る助言等を優先的に実施する。

個別の優先対応施設の設定は、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」（国土交通省告示第 2379 号、最終改正平成 25 年 3 月 29 日国土交通省告示第 309

号)別表(1)～(11)に規定する施設を基本として、各地方整備局等が各省各庁の施設管理者と調整の上、設定することとする。

なお、「優先対応施設」としての取扱は、発災直後の初動期におけるものであり、復旧・復興段階においては、施設を区別せず対応する。

【参考】発災直後の初動期における官庁営繕部等の対応（最大震度5強以上を観測した場合）

	優先対応施設	その他施設
被災の有無とその状況の把握	・施設管理者から伝達を受ける	
夜間・休日発災時における被災情報の把握	・速やかに被災状況の把握を行う	・開庁日以降の確認とする。
一定時間を超えて被災情報が伝達されない場合	・問合せを行い確認を行う。また、必要に応じて、実地にて被災状況を確認する	・ 応急対策活動期後 の確認とする。
使用可否判断や応急措置に係る助言	・優先的に実施する	・要請があれば可能な範囲で実施する ・被害が重大なら優先的に実施する

4. 伝達様式

被災情報の伝達は次の(1)～(3)の様式によるものとする。(別添1 参照)ただし、秘密性を有する施設等の被災情報の伝達にあたっては別途様式を定めることができるものとする。

(1) 様式1 (被災情報のとりまとめ)

被災情報のとりまとめを行うための様式。

各施設の基本情報欄については、事前に入力しておき、被災情報欄については、発災後に「様式2」の集計欄の内容を転記する。

(2) 様式2 (各施設の被災情報)

個々の施設の被害情報を伝達するための様式。

次の0.～3.の各点検の段階毎に施設管理者が自身の安全を確保しながら点検を実施し、記入する。

0. 建物調査可否 (火災や浸水など)
1. 建物全体及び周囲 (建物に近寄らずに一見して危険とわかる事項)
2. 建物外部 (建物外部から確認できる構造躯体、落下危険物等)
3. 建物内部 (災害対策本部や災害応急対策活動を行うエリアの内装仕上材の破損・電力の確保状況等)

なお、上記の各項目にて調査不可又は立入不可の判断を行った場合は、以降の被災情報項目の記入は不要とする。

(3) 様式3 (各施設の被災状況写真)

施設に被害があった場合に、被災部位の写真を添付し伝達するための様式。

施設管理者において、被害の部位や状況を把握しやすいよう、遠景と近景を撮影し、様式内に添付する。

5. 情報伝達ルートと伝達事項

(1) 施設管理者から官庁営繕部等への情報伝達ルートと伝達事項

各省各庁の各施設管理者から官庁営繕部等に至る被災情報の伝達ルートは、情報伝達の確実性の観点から可能な限り複数ルートを確保するため、次の①～③によることとする。

ただし、秘匿性を有する施設等の被災情報の伝達にあたっては別途伝達ルートを定めることができるものとする。

また、官庁営繕部等への伝達ルートについては、地方整備局等が各省各庁と調整の上、予め定めることとする。

① 施設管理者からの情報伝達

各施設管理者（本省庁等及び地方ブロック機関等の施設の管理者を含む）は、所管する施設の被災情報を「様式2」により官庁営繕部等と自らの上位機関に伝達する。

その際、被害があった施設については、「様式3」を添付する。

② 地方ブロック機関等からの情報伝達

各省各庁の地方ブロック機関等は、施設管理者より報告のあった各施設の「様式2」（自らの施設の「様式2」を含む）の被災情報を「様式1」にとりまとめ、「様式1」及び「様式2」により地方整備局等と自らの上位機関に伝達する。

その際、被害があった施設については、「様式3」を添付する。（地方整備局等への伝達にあたり、伝達先の地方整備局等営繕部局の所管地域に合わせた施設の抽出は不要とする。）

③ 本省庁等からの情報伝達

各省各庁の本省庁等は、本省庁等に附属する施設等機関から報告のあった「様式2」（自らの施設の「様式2」を含む）の被災情報を「様式1」にとりまとめ、各地方ブロック機関等から報告のあった「様式1」に統合し、国土交通省大臣官房官庁営繕部に伝達する。

また、官庁営繕部等の要請に応じて、「様式2」により各施設の被災情報を国土交通省大臣官房官庁営繕部に伝達する。

(2) 国土交通省内の官庁営繕部、地方整備局等官庁営繕部局間の情報伝達ルートと伝達事項

国土交通省内の官庁営繕部、地方整備局等営繕部及び営繕事務所間の情報伝達ルート及び伝達事項は次の①及び②によることとする。

① 営繕事務所から地方整備局等営繕部への情報伝達

営繕事務所から地方整備局等営繕部への情報伝達ルートと伝達事項は、各地方整備局等において定めることとする。

② 地方整備局等営繕部から官庁営繕部への情報伝達

地方整備局等営繕部は管内施設の被災情報を「様式1」にとりまとめの上、「様式2」とともに国土交通省大臣官房官庁営繕部に伝達する。

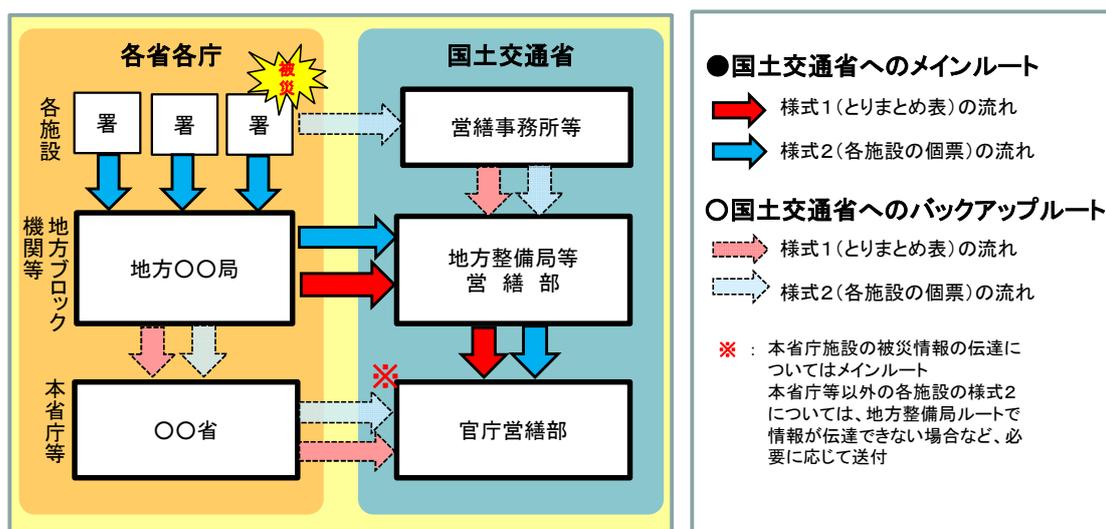
その際、被害があった施設については、「様式3」を添付する。

(3) 情報伝達ルートへの区分（「メインルート」等の設定）

各省各庁から国土交通省大臣官房官庁営繕部への情報伝達ルートについては、効率化の観点から、予め「メインルート」と「バックアップルート」に区分し、それぞれのルートの情報を次の(i)～(iii)のとおり使い分けることとする。

- (i) 「様式1」への被災情報のとりまとめにあたっては、原則として「メインルート」からの被災情報を元に行うこととする。
- (ii) 「バックアップルート」からの被災情報は、通信途絶等により、「メインルート」からの被災情報において一部施設の被災情報が欠落している場合などに、その情報を補完するものとして取り扱うものとする。
- (iii) 「メインルート」と「バックアップルート」の各施設の被災情報に差異が見られる場合は、効率性の観点から原則「メインルート」からの情報を正として取り扱うものとする。

【参考】 各省各庁から官庁営繕部等への複数ルート確保のイメージ図



(4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部から各省各庁への情報伝達

大規模災害時において、国土交通省大臣官房官庁営繕部は、各省各庁から伝達された全ての省庁の対象施設の被災情報を「様式1」にとりまとめの上、各省各庁の本省庁等に情報提供を行うこととする。

ただし、秘匿性を有する施設等に関する情報については除外することとする。

6. 情報伝達時期

被災情報の第1報の伝達時期は次の(1)～(2)によるものとする。(別添1 参照)

また、第2報以降は、「3. 建物内部・ライフラインの被害」の把握の進展や余震後の再点検等により被災情報に更新又は修正が生じた場合に、修正等の判明後、原則1時間以内に送付することとする。

なお、「優先対応施設」については、発災直後の初動期において、発災後一定時間を超えて被災情報が伝達されない場合は、必要に応じて官庁営繕部等から各省各庁への問い合わせ等を行うこととする。

(1) 地震災害の場合

地震災害の場合、伝達時期は次の①及び②の場合に分けることとする。

① 勤務時間内に発災した場合

各省各庁の本省庁等及び国土交通省大臣官房官庁営繕部にて、概ね3時間以内に対象施設全体の被災情報の概況を把握できるように、次の(i)及び(ii)により情報伝達を行う。

(i) 様式2 (各個別施設の被災情報)

発災から原則1時間以内に送付する。

なお、大規模施設や合同庁舎等において、「様式2」の「3. 建物内部・ライフラインの被害」の把握等に時間を要する場合は、「3. 建物内部・ライフラインの被害」については「調査中」として伝達する。

(ii) 様式1 (被災情報のとりまとめ)

発災から原則2時間以内に伝達する。

【参考】情報伝達ルートと伝達時期の例



② 勤務時間外に発災した場合

出来る限り早期に対象施設全体の被災情報の概況を把握できるよう、次の(i)及び(ii)により情報伝達を行う。

(i) 様式2 (各個別施設の被災情報)

各省各庁の業務継続計画等に基づき登庁後、点検を行い、速やかに伝達する。

(ii) 様式1 (被災情報のとりまとめ)

各省各庁の業務継続計画等に基づき登庁後、とりまとめを行い、速やかに伝達する。

(2) その他の災害の場合

その他の災害による施設の被害を把握した場合、速やかに伝達する。

7. 情報伝達手段

被災情報の伝達手段は、原則としてパソコンによる電子メールとする。電子メールが使用できない場合は、FAX 等により伝達する。

ただし、施設管理者からの各個別施設の被災情報（様式 2）については、パソコンによる電子メールが使用できない場合は、携帯電話またはスマートフォンのメール機能を使用することが可能である。（別添 2 参照）

なお、電子メール 1 通当たりのデータ容量は、大容量データを送信するシステムを活用する場合を除き、合計 5 MB を限度とする。

8. 情報伝達のための平時の準備

発災時に円滑な情報伝達が図られるよう、次の（1）～（6）により平時の準備を実施することとする。

（1）対象施設の基本情報の把握等

対象施設の基本情報については、官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）で共有されているデータを活用することとし、「様式 1」及び「様式 2」については、毎年度の BIMMS-N のデータ更新後速やかに、次の①～③により施設情報等の更新を図ることとする。

- ① 官庁営繕部等は BIMMS-N データを出力し、対象施設の施設情報を「様式 1」に転記し、優先対応施設、震度観測点に係る情報を付記した上で、各省各庁に送付する。
- ② 各省各庁は送付された「様式 1」の内容を確認し、修正等が必要であれば、官庁営繕部等に伝達する。
- ③ 各省各庁は「様式 1」の施設情報を転記するとともに、宛先、送受元、施設名、所在地、及び震度観測点を記入した「様式 2」を作成し、各施設に備える。

なお、毎年度の BIMMS-N データの更新時期以外で、臨時に登録情報に変更が生じた場合は、情報共有の観点から、各省各庁は変更内容を官庁営繕部等に伝達することとする。

（2）情報伝達窓口の確認

各省各庁及び官庁営繕部等は情報伝達窓口の役職、電子メールアドレス、送信可能なファイル形式等を予め確認しておくこととし、組織改編や人事異動等により変更する場合、変更内容を予め被災情報の送信先又は受信先に伝達することとする。

また、電子メールについては、人事異動によらないアドレスの設定に努めることとする。

（3）施設に応じた点検体制の整備

施設管理者は、「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」を参考に、予め点検内容を確認し、維持管理契約に災害時の点検実施を盛り込むなど、施設に応じた点検実施体制の整備を図る。

なお、施設の実状に応じて、建物内に地震計を設置し、観測された地震波に基づき当該建物の構造体等の被害の程度を推定するシステムを導入することも考えられる。

(4) 合同庁舎における体制整備

合同庁舎（総合庁舎等を含む。以下「合同庁舎」という。）の管理官署は、各入居官署の被災情報を取りまとめ、官庁営繕部等に伝達することとする。このため、庁舎点検の役割分担や連絡体制について、あらかじめ合同庁舎内でルール化を図ることとする。また、ルール化にあたっては、勤務時間内だけでなく、勤務時間外の対応についても定めることとする。

勤務時間外に発災した場合、災害応急対策活動を実施する官署が入居する合同庁舎であっても、管理官署による点検や被災情報のとりまとめが直ちに実施されないことも想定されるため、必要に応じて、被災情報伝達に係る管理官署の役割を代替する官署を設定するなどにより、災害応急対策活動を実施する官署の業務継続に支障が生じないように留意する。

(5) 訓練等の実施

各省各庁及び官庁営繕部等は、防災訓練の場を活用して情報伝達訓練を実施するなど、被災情報伝達方法の習熟に努めることとする。また、官庁営繕部等は各種会議等を通じ、情報伝達ルールや施設管理者による発災後の点検方法について、定期的に各省各庁に対して周知を行うよう努めることとする。

(6) その他

情報伝達に必要な資料（施設リスト、報告様式等）については、平時より、電子情報に加え、紙媒体でも管理するなど、パソコン使用不能時に備えることとする。また、点検や情報伝達の担当者は必要資料を携帯するなど、被災により建物への立ち入り不能となった場合に備えることとする。

③ 複数の機関が入居する施設の場合

- ・ 複数の機関が入居する官庁施設（合同庁舎・総合庁舎等）は1施設として「様式2」を作成する。
- ・ 管理官署は各入居官署の継続使用の可否をとりまとめの上、「様式2」を作成し、各入居官署と共有を図る。

3) 様式3（各施設の被災状況写真）の作成について

- ・ 被災項目がある場合は、様式3（様式2と同一エクセルファイルの別シート）に、各項目の写真を添付し、様式2の写真欄の番号と部位又は室名等を簡潔に付記する（1施設1ファイル）。ただし、データ容量が大きい場合は、「様式3」のみPDF形式による提出も可とする。また、写真のデータ容量についてはパソコンのプリントスクリーン機能等による低減も有効である。
- ・ 「様式3」のA4枠内であれば、写真貼付枠等の変更は可とする。

写真貼付シート

様式3

施設名	
対象災害	

報告日時	
第	報

遠景
番号:

近景
部位:

遠景
番号:

近景
部位:

遠景
番号:

近景
部位:

遠景
番号:

近景
部位:

別添2 携帯電話等メールによる情報伝達方法

各個別施設からの「様式2」による被災情報伝達にあたり、パソコンからの電子メールが使用できない場合には、携帯電話若しくはスマートフォンのメール機能により、主な被災情報、継続使用状況等について、以下により伝達することも可能である。

- 1) 施設名称：件名に入力。併せて、第〇報を併記する。
- 2) 主な被災情報：本文に、「様式2」の被災情報チェック欄【あ】～【め】のうち、該当する記号を入力。
- 3) 継続使用状況等：本文に、「様式2」の建物調査の可否の判定、立入可否の判定、継続使用可否の判定、及び営繕部による現地調査の要否の欄【a】～【m】のうち、該当する記号を入力。

(送信例)

件名：【〇〇合同庁舎】被災情報伝達 第1報

本文：おすちてぬねめ c h m

【様式2】

区分	項目	内容	備考
1. 被災情報	被災状況	被災状況	被災状況
	被災状況	被災状況	被災状況
	被災状況	被災状況	被災状況
2. 建物調査	建物調査	建物調査	建物調査
	建物調査	建物調査	建物調査
	建物調査	建物調査	建物調査
3. 継続使用	継続使用	継続使用	継続使用
	継続使用	継続使用	継続使用
	継続使用	継続使用	継続使用

【携帯電話画面】

①件名に施設名を記載

件名：【〇〇合同庁舎】被災情報伝達(第1報)

本文：おすちてぬねめ c h m

〇〇合同庁舎 〇〇課 山田太郎

②「あ～め」及び「a～m」の記号が付された項目のうち、該当するものの記号を、連続で入力し、そのまま送信

BCP指針(付録)構成
(現行版)

(発災時に使用)

○発災時被害状況報告書

施設管理者が災害対策本部(必要に応じて上位機関)に報告する際の参考様式

↑ 活用して作成可

○発災時チェックシート

発災直後の点検確認項目をまとめた参考点検様式

(平常時に使用)

○施設機能チェックシート

平常時に施設機能の現状把握を行うための参考点検様式

「官庁施設の被災情報伝達要領」の運用開始に合わせ、被災状況伝達様式(様式2)に置換

被災状況伝達様式(様式2)のチェック項目と整合を図るため、点検確認項目を見直し

対象とする災害事象に津波等を追加するため、点検確認項目を追加

BCP指針(付録)構成
(改定案)

(発災時に使用)

○被災状況伝達様式(様式2)

施設管理者が上位機関や国土交通省に伝達するための各省庁統一様式

↑ 活用して作成可

○発災時チェックシート【改定】

発災直後の点検確認項目をまとめた参考点検様式
※施設管理者が点検確認結果を把握しやすいように整理表を新たに作成。

(平常時に使用)

○施設機能チェックシート【改定】

平常時に施設機能の現状把握を行うための参考点検様式

発災時チェックシート整理表(案)

① 構造体等		平成 年 月 日 時 分 現在			
施設名		所在地			
官署名		記入者名			
項目		被害状況			
被害概要	人的被害の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(死者 人、負傷者 人)	
	建物被害の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有		
	建物等の火災等	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(火災発生 煙発生 ガス臭)	
	インフラ被害の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	(電力 水道 ガス 下水)	

点検項目		点検内容	判定	様式2 記号	備考	
構造体等の I次点検	その他	・一見して危険と感 じるか	火災が発生している。		あ	
			煙が出ている。		い	
			ガスのにおいがする。		う	
			建物が浸水している。		え	
			周辺道路が浸水している。		お	
			著しく液状化している。		か	
	構造体	・一見して危険と感 じるか	津波警報の発令等により建物に近づけない。		き	
			危険と思われる要素は見当たらない。			
			基礎の著しい崩壊・上部構造との著しいずれ。		く	
			建物全体又は一部の著しい傾斜。		け	
			建物全体又は一部の崩落・落階。		こ	
			危険と思われる要素は見当たらない。			
構造体等の II次点検	外部点検	・建物に傾斜や沈下はな いか	傾いている。沈下している。			
			傾いているように感じる。			
			ないと感じる。			
		・隣接建築物・周辺地盤 の破壊による危険はな いか	隣接建築物や鉄塔等が庁舎の方向に傾いている。		さ	
			周辺地盤が大きく陥没または隆起している。		し	
			危険はない。			
	・建物の倒壊による危険 はないか	斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		す		
		大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		せ		
		ひび割れはあるが、コンクリートの浮きや剥落がない。				
		鉄骨柱梁、筋交いの接合部に部分的な変形、亀裂が見られる。		そ		
		鉄骨柱梁、筋交いの接合部に顕著な変形がみられ、破断している。		た		
		鉄骨柱梁、筋交いの接合部に変形、亀裂がない。				
	内部点検	・建物内の床に傾斜はな いか	傾いている。			
			ないと感じる。			
			なし			
		・廊下や階段に変形・損 傷はないか	斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		ね	
			大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		の	
			ひび割れはあるが、コンクリートの浮きや剥落がない。			
構造体等の III次点検	外部点検	・窓枠・窓ガラス	広範囲で窓ガラスがひび割れている。窓枠が歪んでいる。		ち	
			広範囲で窓ガラスが破損している。窓枠が変形しガラスが落下しそうである。		つ	
		・外装材	部分的なひび割れ、はがれなどがあり落下しそうである。		て	
			大きなひび割れ、はがれなどがあり落下しそうである。		と	
		・突起物の落下・転倒	屋上工作物、室外機、外灯、塀などに傾きがある。		な	
			庇、渡り廊下、屋上工作物、室外機、外灯などが落下しそうである。		に	
	・その他設備	その他設備に、燃料漏れ、水漏れ等の異常がある。		ぬ		
	内部点検	・壁取付器具等	壁材や壁取付器具が落下しそうである。			
		・天井取付器具等	天井材や天井取付器具が落下しそうである。			
		・その他設備	その他設備に、燃料漏れ、水漏れ等の異常がある。			
	その他の異常・特記事項等					

【判定記入凡例】

○：はい ×：いいえ -：項目該当なし

発災時チェックシート整理表(案)

② 基幹設備機能他		平成 年 月 日 時 分 現在
施設名	所在地	
官署名	記入者名	

	点検項目	点検内容	判定	様式2 記号	備考	
基幹設備機能のⅡ・Ⅲ次点検	電力	・非常用発電設備	正常に稼働している。		ま	
			異常がある。		み	
		・受変電設備	異常がある。			
	空調	・熱源・空調	異常がある。			
	給排水	・水槽・ポンプ	異常がある。			
	通信・情報	・構内交換装置	異常がある。			
		・構内情報通信網主装置	異常がある。			
		・サーバー・通信装置	異常がある。		む	
		・館内放送	異常がある。			
	E V	・エレベーター	異常がある。			
カゴ内に人が閉じ込められている。						
活動支援空間のⅡ・Ⅲ次点検	・初期確認	異常がある。				
	・トイレ	異常がある。		め		
	・備蓄倉庫	異常がある。				
	・活動経路(廊下、階段、扉等)	異常がある。				
執務空間のⅡ・Ⅲ次点検	・初期確認	異常がある。		ふへほ		
	・個別機能の確認	異常がある。				

その他の異常・特記事項等

【判定記入凡例】 ○：はい ×：いいえ -：項目該当なし

《施設機能チェックシート I. 耐震安全性》 (案)

施設名称：〇〇〇〇						地震標準的	津波標準的	採用項目 (目標)	現状把握		
項目	目標とする機能水準				施設機能の現状				有無	具体的内容等	
	基本方針	施設整備の内容									
1. 構造体											
1.1. 構造体の耐震安全性											
(1) 耐震安全性の分類	業務継続計画における中核的施設は、分類「I類」とする。	①	選択	I類 II類 III類	○						
(2) 耐震安全性の評価	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	②	選択	評価d： 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性は低く、I類及びII類の施設で要求される機能が確保できている。 評価c： 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性は低い、要求される機能が確保できない恐れがある。 評価b： 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある。 評価a： 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い。	○						
2. 建築非構造部材											
2.1. 耐震安全性の分類											
(1) 耐震安全性の分類	業務継続計画における中核的施設は、分類「A類」とする。	①	選択	A類： 大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施または危機管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標として、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。 B類： 大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	○						
2.2. 外壁及びその仕上げ											
(1) 外壁及びその仕上げ	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	①	選択	評価d： 問題ない 評価c： A類：要求される機能を発揮するうえで、問題がある。 B類：外装材等の落下に対し、建築計画上有効な措置がとられている。 評価a： 建築非構造部材またはそれと構造体との取り付け部に問題があり、建築非構造部材が大地震動によって脱落することにより、人命に与える影響が極めて大きいと想定される。	○						
2.3. 建具及びガラス ※評価内容は、2.2項に同じ											
(1) 建具及びガラス	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	①	選択	評価d 評価c 評価a	○						
2.4. 間仕切り及び内装材 ※評価内容は、2.2項に同じ											
(1) 間仕切り及び内装材	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	①	選択	評価d 評価c 評価a	○						
2.5. 天井及び床材 ※評価内容は、2.2項に同じ											
(1) 天井及び床材	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	①	選択	評価d 評価c 評価a	○						
2.6. 屋根材 ※評価内容は、2.2項に同じ											
(1) 屋根材	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	①	選択	評価d 評価c 評価a	○						
2.7. 外構その他 ※評価内容は、2.2項に同じ											
(1) 外構その他	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	①	選択	評価d 評価c 評価a	○						

(注記) 1. 耐震安全性の分類は、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」による。(次ページ以降も同様)

2. 耐震安全性の評価は、「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説」による。(次ページ以降も同様)

《施設機能チェックシート I. 耐震安全性》 (案)

施設名称：〇〇〇〇				地震標準的	津波標準的	採用項目 (目標)	現状把握	
項目	目標とする機能水準						施設機能の現状	
	基本方針	施設整備の内容					有無	具体的内容等
3. 建築設備								
3.1. 耐震安全性の分類								
(1) 耐震安全性の分類	業務継続計画における中核的施設は、分類「甲類」とする。	① 選択	甲類： 大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。 乙類： 大地震動後の人命の安全確保、及び二次災害の防止が図られている。	○				
3.2. 電力供給設備（受変電・幹線）								
(1) 受変電設備	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	① 選択	評価d： 設備機器、配管等の破損はなく、設備機能を確保できる。 評価c： 設備機器、配管等の破損は生ずるが、人命の安全確保、設備機能の確保に影響を及ぼさない。 評価b： 設備機器、配管等の破損などにより、人命の安全確保に支障が生ずるおそれがある。甲類の施設においては、大地震動後における設備機器の確保に支障が生ずるおそれがある。	○				
(2) 電力幹線設備	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	① 選択	評価d 評価c 評価b	○				
3.3. 電力設備（発電機） ※評価内容は、3.2項に同じ								
(1) 発電設備	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	① 選択	評価d 評価c 評価b	○				
3.4. 照明設備 ※評価内容は、3.2項に同じ								
(1) 照明設備	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	① 選択	評価d 評価c 評価b	○				
3.5. 通信・情報（構内交換） ※評価内容は、3.2項に同じ								
(1) 構内交換設備	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	① 選択	評価d 評価c 評価b	○				
(2) 通信幹線設備	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	① 選択	評価d 評価c 評価b	○				
3.6. 通信・情報（構内情報通信網） ※評価内容は、3.2項に同じ								
(1) 構内情報通信網	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	① 選択	評価d 評価c 評価b	○				
(2) 通信幹線設備	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	① 選択	評価d 評価c 評価b	○				
3.7. 通信・情報（テレビ共同受信） ※評価内容は、3.2項に同じ								
(1) テレビ共同受信	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	① 選択	評価d 評価c 評価b	○				
3.8. 通信・情報（拡声装置） ※評価内容は、3.2項に同じ								
(1) 拡声設備	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	① 選択	評価d 評価c 評価b	○				
3.9. 通信・情報（呼出し装置） ※評価内容は、3.2項に同じ								
(1) 呼出し設備	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	① 選択	評価d 評価c 評価b	○				
3.10. 給水（飲料水・上水） ※評価内容は、3.2項に同じ								
(1) 飲料水・上水	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	① 選択	評価d 評価c 評価b	○				
3.11. 給水（雑用水） ※評価内容は、3.2項に同じ								
(1) 雑用水	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	① 選択	評価d 評価c 評価b	○				
3.12. 排水 ※評価内容は、3.2項に同じ								
(1) 排水	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	① 選択	評価d 評価c 評価b	○				

《施設機能チェックシート I. 耐震安全性》 (案)

施設名称：〇〇〇〇				地震標準的	津波標準的	採用項目 (目標)	現状把握	
項目	目標とする機能水準						施設機能の現状	
	基本方針	施設整備の内容					有無	具体的内容等
3.13. 空調 (熱源を含む)				※評価内容は、3.2項に同じ				
(1) 空調・熱源	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	①	選択	評価 d 評価 c 評価 b	○			
3.14. 監視制御 (電力)				※評価内容は、3.2項に同じ				
(1) 電力	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	①	選択	評価 d 評価 c 評価 b	○			
3.15. 監視制御 (空調)				※評価内容は、3.2項に同じ				
(1) 空調	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	①	選択	評価 d 評価 c 評価 b	○			
3.16. 監視制御 (照明)				※評価内容は、3.2項に同じ				
(1) 照明	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	①	選択	評価 d 評価 c 評価 b	○			
3.17. 監視制御 (セキュリティ)				※評価内容は、3.2項に同じ				
(1) セキュリティ	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	①	選択	評価 d 評価 c 評価 b	○			
3.18. 監視制御 (防災)				※評価内容は、3.2項に同じ				
(1) 自動火災報知 防排煙制御	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	①	選択	評価 d 評価 c 評価 b	○			
3.19. 監視制御 (エレベーター)				※評価内容は、3.2項に同じ				
(1) エレベーター	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	①	選択	評価 d 評価 c 評価 b	○			
3.20. 防災				※評価内容は、3.2項に同じ				
(1) 消火	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	①	選択	評価 d 評価 c 評価 b	○			
(2) 排煙	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	①	選択	評価 d 評価 c 評価 b	○			
3.21. エレベーター				※評価内容は、3.2項に同じ				
(1) エレベーター	業務継続計画における中核的施設は、評価「d」とする。	①	選択	評価 d 評価 c 評価 b	○			
4. 家具類・OA機器								
4.1. 家具類								
(1) 設置場所等	家具類が転倒しにくい収納方法とする。方が一転倒しても活動経路等に影響しない場所に設置する。	①	採否	大地震動時の揺れを低減させるため、重心が低くなるよう収納物の配置を考慮している。	○			
		②	採否	家具類の積み重ねて設置していない。	○			
		③	採否	固定が不十分な家具類を活動経路に面して設置していない。	○			
		④	採否	家具類の上部に重要な物品を設置していない。	○			
		⑤	採否	座席近くには転倒しやすい家具類は設置していない。	○			
(2) 固定	大地震動時に転倒、移動しないよう壁、床に固定する。	①	採否	壁、床に固定金具等で固定している。	○			
		②	採否	重要機器や書類を収納している引き出しや扉は、ラッチ付きとしている。	○			
		③	採否	扉に窓ガラスを用いる場合には、ガラスが割れた場合にも飛散しないよう配慮している。	○			
4.2. OA機器等								
(1) OA機器 (卓上型)	大地震動時に転倒、移動しないよう壁、床に固定する。	①	採否	ボルトや固定バンド等により机等に固定している。	○			
		②	採否	ゴムマット等により滑り止めを施している。	○			
(2) OA機器 (床置型)	大地震動時に転倒、移動しないよう壁、床に固定する。	③	採否	壁、床に固定金具等で固定している。	○			
		④	採否	重要な機器については免震床に設置している。	○			

《施設機能チェックシート II. 基幹設備機能》 (案)

施設名称：〇〇〇

項目	目標とする機能水準		地震標準的	津波標準的	採用品目(目標)	現状把握	
	基本方針	施設整備の内容				施設機能の現状	
						有無	具体的内容等
1. 電力							
1.1. 受変電・配電機能の確保							
(1) 商用電力の途絶対策	商用電力を多回線より引き込む。 発災後の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	① 選択	本線予備線またはスポットネットワーク受電方式等、多回線より引き込んでいる。 異系統変電所から2系統以上の電力を引き込んでいる。	○			
		② 採否	浸水が想定される重要機器設置室は水密性を確保している。				
(2) 変電設備の故障対策	執務空間の機能、活動支援機能に必要な負荷は、変圧器や幹線の系統を二重化する。 発災後の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	① 採否	変圧器系統を二重化し、一方の系統に不具合が生じた場合にも、もう一方の系統から電力供給を可能としている。	○			
		② 採否	幹線系統を二重化し、一方の系統に不具合が生じた場合にも、もう一方の系統から電力供給を可能としている。				
(3) 制御用電源の信頼性向上	電源設備制御用の直流電源を確保する。	① 選択	非常照明による過放電を防ぐため、電源制御用の直流電源設備を非常照明用とは別に設置している。 電源制御用と非常照明用兼用の直流電源設備を設ける他、電源制御専用の予備機を設置している。	○			
		② 選択	直流電源設備の入力電源が途絶した場合でも、復旧までの間に制御電源を供給できる蓄電池容量としている。 直流電源設備の入力電源を発電機等の非常電源としている。	○			
(4) 二次災害の被災防止		① 採否	発災後も機能する必要がある機器等は、浸水、水損被害を受け難い場所に設置している。	○			
1.2. 非常電源の供給							
(1) 執務空間							
(1) 執務空間の環境確保	執務空間の環境確保に必要な負荷を発電機回路とする。	① 採否	非常時優先業務に必要な執務空間の照明を発電機回路としている。	○			
		② 採否	非常時優先業務に必要な執務空間の通信・情報機器を発電機回路としている。	○			
		③ 採否	非常時優先業務に必要な執務空間の空調または換気設備を発電機回路としている。	○			
		④ 採否	非常時優先業務に必要な執務空間の防災・防犯設備を発電機回路としている。	○			
(2) 活動支援空間							
(2) 活動支援空間の環境確保	活動支援空間の環境確保に必要な負荷を発電機回路とする。	① 採否	トイレ、備蓄倉庫、電気室、機械室、活動経路等の活動支援空間において、職員が活動するために必要な照明を発電機回路としている。	○			
		② 採否	発熱を伴う設備機器等が設置されている活動支援空間において、空調または換気設備を発電機回路としている。	○			
		③ 採否	トイレの利用、飲料水の供給に必要な給水・排水設備を発電機回路としている。	○			
		④ 採否	活動支援空間において、施設管理者や関連する職員、執務空間との通信・連絡のための機器を発電機回路としている。	○			
		⑤ 採否	活動支援空間の防災・防犯設備を発電機回路としている。	○			
		⑥ 採否	活動経路にある扉等の開閉制御装置を発電機回路としている。	○			
(3) 設備機能							
(3) 設備機能の機能確保	設備機能の確保に必要な負荷を発電機回路とする。	① 採否	電気室、発電機室の換気または空調設備を発電機回路としている。	○			
		② 採否	電算室、サーバー室、情報通信機器が設置されているEPS(電気配管配線用シャフト/スペース)等の換気または空調設備を発電機回路としている。	○			
		③ 採否	冷却水が必要な発電機や電算機等の冷却装置を発電機回路としている。	○			
		④ 採否	活動支援空間における機能に必要な給水(上水・雑用水)、排水(雑排水、汚水)ならびに雨水排水設備を発電機回路としている。	○			
		⑤ 採否	通信・情報に係る機器(交換機、サーバー類、ネットワーク装置等)を発電機回路としている。	○			
		⑥ 採否	防災設備を発電機回路としている。	○			
		⑦ 採否	防犯設備(入退室装置、監視カメラ等)を発電機回路としている。	○			
		⑧ 採否	監視制御装置を発電機回路としている。	○			
		⑨ 採否	活動経路あるいは物品の搬送手段として定めたエレベーター等の搬送設備を発電機回路としている。	○			

《施設機能チェックシート II. 基幹設備機能》 (案)

施設名称：〇〇〇

項目	目標とする機能水準			地震標準的	津波標準的	採用項目 (目標)	現状把握	
							施設機能の現状	
	基本方針	施設整備の内容					有無	具体的内容等
(4) 信頼性の確保・向上								
(4) 信頼性の確保・向上	非常時優先業務に必要な設備機器に対して十分な容量を確保する。	①	採否	発電機回路で供給される電源系統の電力使用量を継続的に監視し、発電機容量の確保を確認する。	○			
		②	採否	発電機の冷却方式を空冷式としている。	○			
			選択	補機類も含めて複数セットに分割し、単独運転・並列運転を可能としている。(50%容量×2セット等)				
	発災後の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	③	採否	補機類も含めて複数セットに分割し、単独運転・並列運転を可能としている。(100%容量×2セット、50%容量×3セット等)				
			採否	発災後も機能する必要がある機器等は、浸水、水損被害を受け難い場所に設置している。	○			
	商用電力が長時間途絶した場合に備え燃料を備蓄する。	①	採否	連続72時間以上運転可能な燃料を備蓄している。	○			
非常用発電機の代替えとして、電源車等により非常電源を確保する。	①	採否	電源車が接続できるよう電源設備を対応している。					
	②	採否	通信機器やOA機器等に対して可搬型発電機が接続できるよう対応している。					
		採否						
2. 通信・情報								
2.1. 防災無線								
(1) 通信手段の確保	発災後の不測の事態に備え信頼性の向上を図り、通信手段を確保する。	①	採否	システムが二重化または冗長化構成となっている。	○			
		②	採否	防災無線の機器を発電機回路としている。	○			
2.2. 機内交換機能の確保								
(1) 公衆通信網								
(1) 公衆通信網の確保	公衆通信網の途絶及び輻輳対策に配慮して通信手段を確保する。	①	採否	アナログ回線とデジタル回線等、異なる方式の回線を引き込んでいる。	○			
		②	採否	複数の異なるルートで引き込んでいる	○			
		③	採否	複数の通信事業者から引き込んでいる。	○			
		④	採否	災害時優先電話の回線を引き込んでいる。	○			
		⑤	採否	衛星電話が利用可能となっている。	○			
(2) 信頼性の向上								
(2) 信頼性の向上	発災後の不測の事態に備え信頼性の向上を図る	①	採否	電話交換機等の主装置を二重化し、一方の系統に不具合が生じた場合にも、もう一方の系統で通信機能を確保できる。	○			
		②	採否	幹線系統を二重化し、2ルート化している。				
		③	採否	電話交換機を発電機回路としている、または、十分な蓄電池容量を確保している。	○			
		④	採否	発災後も機能する必要がある機器等は、浸水、水損被害を受け難い場所に設置している。	○			
		⑤	採否	浸水想定階の切り離し使用を可能としている(系統ごとに分けて使用できる)。	○			
		⑥	採否	電話交換機は発電機又は、蓄電池などのバックアップ電源を確保している。	○			
2.3. 機内情報通信網								
(1) 公衆通信網								
(1) 公衆通信網の確保	公衆通信網の途絶及び輻輳対策に配慮して通信手段を確保する。	①	採否	複数の異なるルートで引き込んでいる	○			
		②	採否	複数の通信事業者から引き込んでいる。	○			
		③	採否	通信衛星による無線通信を可能としている。	○			
		④	採否	可搬型の通信衛星地球局が設置可能としている。	○			
(2) 信頼性の向上								
(2) 信頼性の向上	発災後の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	①	採否	スイッチ等の主装置を二重化し、一方の系統に不具合が生じた場合にも、もう一方の系統で通信機能を確保できる。	○			
		②	採否	幹線系統を二重化し、2ルート化している。				
		③	採否	サーバーやホストコンピュータ等が二重化されている。	○			
		④	採否	ネットワークの主装置にはUPSから電力供給を行い、UPSの入力電源を発電機回路としている。	○			
		⑤	採否	ネットワークの主装置は、浸水や水損被害を受け難い場所に設置している。	○			
		⑥	採否	浸水想定階の切り離し使用を可能としている(系統ごとに分けて使用できる)。	○			
3. 給水								
3.1. 飲料水の確保								
(1) 貯水または備蓄	周辺の給水系統の途絶に備え、想定使用量の7日分の水量を確保する。	①	採否	必要な飲料水を受水槽に貯水している。	○			
		②	採否	必要な飲料水をペットボトル等により備蓄している。	○			
		③	採否	井戸水(ろ過装置を含む)等の代替手段を設けている。				
		④	採否	受水槽は原則として屋内に設置している。	○			
		⑤	採否	津波被害が予測される施設は、高置タンク方式としている。	○			

《施設機能チェックシート II. 基幹設備機能》 (案)

施設名称 : 〇〇〇						
項目	目標とする機能水準	地震標準的	津波標準的	採用品目 (目標)	現状把握	
					施設機能の現状	
					有無	具体的内容等
基本方針		施設整備の内容				
(2) 水質の確保	飲料水は水質確保のために必要な措置を講ずる。	① 採否	受水槽に貯水する場合、5日以上の貯留に備えて滅菌装置を設けている。			
		② 採否	井戸水を利用する場合、飲用に適するよう滅菌装置あるいはろ過装置を備えている。			
(3) 信頼性の向上	発災後の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	① 採否	配管系統の破損に備え、受水槽に直接採水可能な給水栓を設けている。			
		② 採否	配管系統は1箇所の被害が全体に波及しないよう、系統区分を複数に分割している。			
		③ 採否	給水配管分岐部には止水弁を設け、漏水または重要でない部分を遮断できるようにしている。			
		④ 採否	引込み部分やエキスパンションジョイント部及び配管と機器・水槽等の接続部は、地震動による変位を吸収できるよう対策している。			
		⑤ 採否	給水設備、滅菌装置を発電機回路としている。			
		⑥ 採否	地震感知により作動する止水弁が水槽に設置されている。			
		⑦ 採否	給水車から水槽に給水できる配管を設置している。			
3.2. 雑用水の確保						
(1) 貯水または備蓄	周辺の給水系統の途絶に備え、想定使用量の7日分の水量を確保する。	① 採否	必要な雑用水を受水槽に貯水している。			
		② 採否	井戸水等の代替手段を設けている。			
		③ 採否	雨水を貯留し、雑用水として利用できる。			
		④ 採否	蓄熱槽の水を雑用水として利用できる。			
(2) 信頼性の向上	発災後の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	⑤ 採否	配管系統は1箇所の被害が全体に波及しないよう、系統区分を複数に分割している。			
		⑥ 採否	給水配管分岐部には止水弁を設け、漏水または重要でない部分を遮断できるようにしている。			
		⑦ 採否	エキスパンションジョイント部及び配管と機器・水槽等の接続部は、地震動による変位を吸収できるよう対策している。			
		⑧ 採否	給水設備を発電機回路としている。			
4. 排水						
(1) 排水系統の確保	非常時優先業務を行う職員数に応じて排水系統を確保する。	① 採否	1階または地下階に自然流下する屋内排水系統を確保している。			
		② 採否	ポンプアップ排水系統を設ける等、屋外への排水手段を確保している。			
		③ 採否	屋内外の配管の接続箇所等は、地震動により破損しないよう対策している。			
		④ 採否	排水ポンプ、浄化槽等の排水設備を発電機回路としている。			
		⑤ 採否	排水制御盤は浸水想定階以上に設置している。			
		⑥ 採否	マンホールや管路等の液状化対策を行っている。			
(2) 排水槽の確保	敷地外への放流が不能となった場合に備え、排水槽を確保する。	① 採否	必要な水量が貯留できる水槽を設けている。			
		② 採否	屋外への排水系統の途絶に備え、配管系統の切替により地下ピット等の臨時排水槽へ緊急送水が行える等の対応が考慮されている。			
5. 空調						
(1) 安定供給	熱供給を要する執務空間ならびに活動支援諸室に対する熱源用エネルギーはライフライン途絶時にも確保が容易で、直ちに安定供給できるエネルギーとする。	① 採否	熱源用エネルギー(ガス、油、電気)は、2種類以上の組合せとしている。			
		② 採否	熱源用エネルギーとして都市ガスを使用する場合、中圧ガスとしている。			
		③ 採否	特に重要度が高い空間の空調は個別系統(空冷式)としている。			
(2) 熱源用エネルギーの備蓄	ライフライン途絶時に復旧が見込まれるまでの相当期間に必要な量を確保する。	④ 採否	熱源用エネルギーを油とする場合、ライフライン復旧までの必要容量を備蓄している。			
		⑤ 採否	熱源を水冷式とする場合には、補給水を確保している。			
(3) 信頼性の向上	発災後の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	⑥ 採否	熱源機器を複数台に分割し、単独運転・並列運転を可能としている。			
		⑦ 採否	重要諸室の空調機器は複数台に分割し、単独運転・並列運転を可能としている。			
		⑧ 採否	重要諸室の空調機器および熱源機器を発電機回路としている。			
		⑨ 採否	熱源機器は、浸水、水損被害を受け難い場所に設置している。			

《施設機能チェックシート II. 基幹設備機能》 (案)

施設名称：〇〇〇				地震標準的	津波標準的	採用項目 (目標)	現状把握		
項目	目標とする機能水準						施設機能の現状		
		基本方針	施設整備の内容				有無	具体的内容等	
6. 監視制御									
6.1. 電力監視制御機能の確保									
(1) 信頼性の向上	発災時に警報等の情報が氾濫した場合にも、緊急対策方法等の重要情報を的確に把握できる。監視機能が不能となった場合にも、現地にて運転制御が可能なシステムとなっている。発災時の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	①	採否	発災時に警報が同時多発した場合にも、必要な重要情報が把握できる監視画面となっている。	○				
		②	採否	監視機能が不能となっても、現地の制御装置等による運転制御が可能となっている。	○				
		③	採否	非常時の操作マニュアル等がある。	○				
		④	採否	監視装置、制御装置、伝送ライン等を二重化している。					
		⑤	採否	発電機ならびにUPSから電力供給されている。	○				
		⑥	採否	発災後も機能する必要がある機器等は、浸水、水損被害を受け難い場所に設置している。	○				
6.2. 空調監視制御機能の確保									
(1) 信頼性の向上	発災時に警報等の情報が氾濫した場合にも、緊急対策方法等の重要情報を的確に把握できる。監視機能が不能となった場合にも、現地にて運転制御が可能なシステムとなっている。発災時の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	①	採否	発災時に警報が同時多発した場合にも、必要な重要情報が把握できる監視画面となっている。	○				
		②	採否	監視機能が不能となっても、現地の制御装置等による運転制御が可能となっている。	○				
		③	採否	非常時の操作マニュアル等がある。	○				
		④	採否	監視装置、制御装置、伝送ライン等を二重化している。					
		⑤	採否	発電機ならびにUPSから電力供給されている。	○				
		⑥	採否	発災後も機能する必要がある機器等は、浸水、水損被害を受け難い場所に設置している。	○				
6.3. 照明監視制御機能の確保									
(1) 信頼性の向上	監視機能が不能となった場合にも、現地にて運転制御が可能なシステムとなっている。発災時の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	①	採否	監視機能が不能となっても、現地の制御装置等による運転制御が可能となっている。	○				
		②	採否	非常時の操作マニュアル等がある。	○				
		③	採否	監視装置、制御装置、伝送ライン等を二重化している。					
		④	採否	発電機ならびにUPSから電力供給されている。	○				
		⑤	採否	発災後も機能する必要がある機器等は、浸水、水損被害を受け難い場所に設置している。	○				
6.4. セキュリティ監視制御機能の確保									
(1) 信頼性の向上	監視機能が不能となった場合にも、現地にて運転制御が可能なシステムとなっている。発災時の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	①	採否	監視機能が不能となっても、現地の制御装置等による運転制御が可能となっている。	○				
		②	採否	非常時の操作マニュアル等がある。	○				
		③	採否	監視装置、制御装置、伝送ライン等を二重化している。					
		④	採否	発電機ならびにUPSから電力供給されている。	○				
		⑤	採否	発災後も機能する必要がある機器等は、浸水、水損被害を受け難い場所に設置している。	○				
6.5. 防災監視制御機能の確保									
(1) 信頼性の向上	監視機能が不能となった場合にも、現地にて運転制御が可能なシステムとなっている。発災時の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	①	採否	監視機能が不能となっても、現地の制御装置等による運転制御が可能となっている。	○				
		②	採否	非常時の操作マニュアル等がある。	○				
		③	採否	監視装置、制御装置、伝送ライン等を二重化している。					
		④	採否	発電機ならびにUPSから電力供給されている。	○				
		⑤	採否	発災後も機能する必要がある機器等は、浸水、水損被害を受け難い場所に設置している。	○				
6.6. エレベーター監視制御機能の確保									
(1) 信頼性の向上	監視機能が不能となった場合にも、現地にて運転制御が可能なシステムとなっている。発災時の不測の事態に備え信頼性の向上を図る。	①	採否	監視機能が不能となっても、現地の制御装置等による運転制御が可能となっている。	○				
		②	採否	非常時の操作マニュアル等がある。	○				
		③	採否	監視装置、制御装置、伝送ライン等を二重化している。					
		④	採否	発電機ならびにUPSから電力供給されている。	○				
		⑤	採否	発災後も機能する必要がある機器等は、浸水、水損被害を受け難い場所に設置している。	○				
6. エレベーター									
(1) エレベーター	人命に対する安全が確保され、早期復旧が可能なものとする。	①	採否	発災後に地震・停電等の管制運転に入った後、一定時間を経て自動的運転復旧する機能を設ける。					
		②	採否	保守契約等により、速やかに復旧できる体制を整えている。	○				
		③	採否	カゴ内に人が閉じ込められないことがないよう、最寄階への自動着床機能や、閉じ込められた場合の救出体制を整えている。					
		④	採否	巻上機及び制御盤が浸水の恐れがない場所に設置されている。					
		⑤	採否	エレベーターシャフトに浸水しないよう、昇降ロビー等に水損防止策(排水口、排水溝)を設けている。					
		⑥	採否	浸水時管制運転機能がある。		○			

《施設機能チェックシート Ⅲ. 活動支援空間における機能》 (案)

施設名称：〇〇〇〇

項目	目標とする機能水準		地震標準的	水水準	津波標準的	採用項目	現状把握	
							施設機能の現状	
	基本方針	施設整備の内容					有	無
1. 活動支援空間の確保								
1.1. 活動支援室								
(1) トイレ	非常時優先業務を行う職員が利用するトイレを予め定める。	① 採否	災害対策本部並びに執務室の位置、非常時優先業務を行う職員数、帰宅できない職員数に応じて、適切な位置・数のトイレを定めている。	○				
		② 採否	自動洗浄タイプのトイレでは、センサー及び操作バルブを発電機回路としている。	○				
		③ 採否	高置タンクの設置により水が確保できる。		○			
		④ 採否	浄化槽の制御盤は浸水想定階以上に設置している。		○			
(2) 備蓄倉庫	非常時優先業務に必要な家具類、OA機器、飲料水、食糧等を備蓄するための備蓄倉庫を備える。	① 採否	非常時優先業務の内容、非常時優先業務を行う職員ならびに帰宅できない職員数等に応じて、必要な備蓄品が保管できるスペースを確保している。	○				
		② 採否	浸水想定階以上に配置する。		○			
(3) 電気室・機械室	設備機器の機能を確保する。	① 採否	重要機器設置室は浸水想定階以上に配置する。					
		② 採否	浸水が想定される重要機器設置室は水密性を確保している。		○			
		③ 選択	開口部のマウンドアップ、防水板、防水堤等の浸水防止装置を設置している。					
		④ 採否	設備機器の基礎のかさ上げ、排水設備を強化している。					
(4) サーバー室	災害時にも業務に必要な情報の収集・伝達ができる。	① 採否	浸水想定階以上に配置している。		○			
		② 採否	空調機はサーバー室専用とし、電源も自家発電機から単独で得られるようにする。		○			
1.2. 活動経路								
(1) 活動経路	災害対策本部、応急業務室、一般継続重要業務室相互の活動経路、各執務室から庁舎外部との間を相互に往来する活動経路を定める。	① 採否	非常時優先業務において利用する廊下、階段、ホール等、活動経路を予め定めている。	○				
		② 採否	活動経路にある窓ガラス等には飛散防止の措置が施されている。					
		③ 採否	活動経路にある家具類には転倒防止の措置が施されている。	○				
(2) 扉の開閉	活動経路に設置されている扉は、発災時にも開閉可能な措置を施す。	① 採否	電気錠が設置されている扉は、発災時に商用電源が停止した場合には、施錠可能とすると共に、発電機回路としている。	○				
		② 採否	自動扉、管理用シャッター等を発電機回路としている。	○				
(3) 移動・搬送	活動支援空間の環境確保に必要な負荷を発電機回路としている。	① 採否	備蓄品の搬送に必要な台車等を確保している。	○				
以降の項目は、トイレ、備蓄倉庫、活動経路の他、電気室、発電機室、サーバー室、機械室等の全ての活動支援空間についてチェックする。								
2. 活動支援空間の環境								
2.1. 明るさ								
(1) 明るさの確保	活動支援空間においては、移動・作業に必要な明るさを確保する。	① 選択	発災時に商用電源が停止した場合にも、平常時と同じ明るさが確保される。					
		② 採否	発災時に商用電源が停止した場合は、一部の照明のみ点灯する等により、平常時より明るさが低減する。	○				
		③ 採否	窓やトップライト等により、自然採光ができる。					
		④ 採否	多重伝送スイッチシステムを浸水階を切り分けて点滅可能としている。		○			
2.2. 電力								
(1) 電力の確保	活動支援空間において必要な情報伝達機器、冷房または換気設備等に対して電力供給を行う。	① 採否	発災時に商用電源が停止した場合にも、平常時と同じ電力が確保される。	○				
		② 採否	基幹設備機能が備わる活動支援室においては、発災時に商用電源が停止した場合にも、点検作業等に必要なコンセントが使用できる。	○				
		③ 採否	各階に分電盤を設置し浸水階を切り分けて電力供給ができる（系統ごとに分けて使用できる）。		○			

《施設機能チェックシート Ⅲ. 活動支援空間における機能》 (案)

施設名称：〇〇〇〇								
項目	目標とする機能水準					現状把握		
	基本方針	施設整備の内容			地震標準的 水準	津波標準的 水準	施設機能の現状	
							採用(目標) 項目	有無
2.3. 空調・換気								
(1) 空調・換気の確保	活動支援空間のうち、発熱を伴う設備機器等が設置されている場合は、機器発熱に応じた冷房または換気機を行う。	①	採否	発災時にライフラインが停止した場合にも、平常時と同じ空調または換気機能が確保される。	○			
2.4. 給水・排水								
(1) 給水・排水	職員が利用するトイレにおいて、洗浄のための給水・排水機能を確保する。冷却水等が必要な設備関連諸室に対して、給水・排水機能を確保する。	①	採否	活動支援空間に定めたトイレにおいては、発災時に商用電源が停止した場合にも給水可能である。	○			
		②	採否	水冷式の発電機、電算機等がある場合には、給水・排水機能を確保している。	○			
		③	採否	補給水が必要な冷却塔がある場合には、給水機能を確保している。	○			
2.5. 情報伝達								
(1) 情報伝達	基幹設備機能が備わる室については、施設管理者等の関連職員との通信・連絡機能を確保する。長時間使用する活動支援空間には、災害対策本部等の執務空間との通信・連絡機能を確保する。	①	採否	基幹設備機能が備わる活動支援室には、管理室と通話できるインターホンを設けている。	○			
		②	採否	施設管理者等が利用できる携帯電話やPHSを予め用意している。	○			
		③	採否	備蓄倉庫等に、災害対策本部または執務室、管理室等と通話可能なインターホンまたは内線電話を設けている。	○			
3. 火災被害の防止								
(1) 火災被害の防止 (延焼の防止)	他所で発生した火災による被害を防止するための措置を施す。	①	採否	防火・防煙区画等により、他所で発生した火災被害からの防止を図っている。	○			
		②	採否	防火戸や防火シャッター等の動作に支障がない。	○			
(2) 火災被害の防止 (防災機能)	自動火災報知、消火の機能を確保する。	①	採否	保守点検等により、自動火災報知や消火の機能を確認している。	○			
		②	採否	自火報警は浸水想定階以上に設置する。	○			
(3) 安全性の向上・二次災害の防止	水損が発生し難い消火設備を採用する。	①	選択	水損を回避すべき活動支援空間では、水損による二次災害を極力回避できるよう予作動式スプリンクラーシステムとしている。	○			
				水損を回避すべき活動支援空間では、不活性ガス消火設備等の水を使用しない消火設備を配備している。				
4. 浸水被害の防止								
(1) 浸水被害の防止	他所で発生した漏水や消火活動に伴う浸水被害を防止する措置を施す。	①	採否	衛生配管や空調の冷温水配管が室内に布設されていない。	○			
		②	採否	上部には、トイレ・湯沸し等、水を使用する場所を設けていない。	○			
		③	採否	上部に水を使用する場所がある場合、水損を防止する措置を施している。	○			
		④	採否	重要な基幹設備機能が備わる室が地下にある場合は、開口部にマウンドアップ、防水板、防水堤等の浸水防止措置を施している。				
		⑤	採否	浸水の恐れがある活動支援空間においては、適当な位置に排水口を設けている。				
		⑥	採否	エレベーターシャフトに浸水しないよう、昇降ロビー等に水損防止策（排水口や排水溝）を設けている。				
5. セキュリティ								
(1) 入室制限	活動支援空間は、来庁舎との動線分離の必要性や、室内の設備機器や物品類の重要性に応じて、入室者を制限できる機能を確保する。	①	採否	エントランスホール等のパブリックエリアから容易に入ることができない動線または構造とする。	○			
		②	採否	基幹設備機能が備わる室や備蓄倉庫等は、許可された人のみ入室可能なように、入退室管理を行う。				
		③	採否	入退室管理装置や電気錠を設ける場合、発電機回路より電力供給している。	○			
		④	採否	浸水想定階の電気錠等の機器は回路を別系統とする。	○			

《施設機能チェックシート IV. 執務空間における機能》 (案)

施設名称：〇〇〇〇

項目	目標とする機能水準		地震標準的	津波標準的	水災標準的	(採用項目)	現状把握	
							施設機能の現状	
	基本方針	施設整備の内容					有無	具体的内容等
1. 執務空間の確保								
1.1. 災害対策本部								
(1) 広さ	非常時優先業務の指揮及び情報伝達を行うために十分な広さとする。	① 採否 本部会議室、本部事務室、打合せ場所など、非常時優先業務の指揮及び情報伝達を行うために十分な広さを設定している。 ② 採否 外部からの応援者を含む要員が活動できる十分な広さを設定している。	○					
(2) 位置	関係各所との連携を図る上で適切な位置とする。	① 採否 庁舎内の関係各所からアクセスしやすい場所に設定している。 ② 採否 庁舎外との往来がしやすい場所に設定している。 ③ 採否 複数の出入可能なルートがあり、いずれかのルートにおいて家具類の転倒やドアの破損等が発生しても出入が可能である。 ④ 選択 平常時は会議室等の他用途として使用している空間を、発災時に災害対策本部として使用する。 平常時より専用の空間を確保し、OA機器、通話・通信機器、家具類、備品類を設置している。 ⑤ 採否 浸水想定階以上に配置している。	○					○
1.2. 応急業務エリア・一般継続重要業務エリア								
(1) 広さ	非常時優先業務を行うために十分な広さとする。	① 採否 非常時優先業務を行うために十分な広さを設定している。	○					
(2) 位置	平常時の執務体制から速やかに移行できる位置とする。	① 採否 複数の出入可能なルートがあり、いずれかのルートにおいて家具類の転倒やドアの破損等が発生しても出入が可能である。 ② 選択 平常時より使用している執務室を発災時にも継続して使用するよう設定している。 ③ 採否 非常時優先業務を行うためのエリアが特定されており、発災時に執務者は同エリアに移動する必要がある。 ④ 採否 浸水想定階以上に配置している。	○					○
2. 執務環境								
2.1. 明るさ								
(1) 明るさの確保	初期体制を確立し、非常時優先業務を行うために必要な明るさを確保する。	① 選択 商用電源が停止した場合にも、平常時と同じ明るさが確保される。 商用電源が停止した場合は、一部の照明のみ点灯する等により、平常時より明るさが低減する。 ② 採否 商用電源が停止した場合にも、リモコンスイッチ等の制御機器が動作する。 ③ 採否 窓やトップライト等により、自然採光ができる。 ④ 採否 多重伝送スイッチシステムを浸水階を切り分けて点滅可能としている。						○
2.2. 電力								
(1) 電力の確保	情報伝達を行うための機器への電力を確保する。	① 選択 商用電源が停止した場合にも、平常時と同じ電力が確保される。 商用電源が停止した場合は、一部のコンセント回路にも電力が確保される。 ② 採否 発電機回路の負荷リストを作成している。 ③ 採否 非常時優先業務に関係のない電気機器は、発電機回路に接続されていない。 ④ 採否 各階に分電盤を設置し浸水階を切り分けて電力供給ができる(系統ごとに分けて使用できる)。	○					○
2.3. 情報伝達								
(1) 通話(電話)	災害に係る各種情報の収集、非常時優先業務に必要な情報の通信・連絡を行うための機能を確保する。	① 採否 一般公衆網が途絶・輻輳した場合にも使用できる通話回線(災害時優先回線等)を確保している。 ② 採否 構内交換機を介さずに通話できる災害時優先電話を設置している。 ③ 採否 中央防災無線に接続される電話機を設置している。 ④ 採否 輻輳に備え、発信・着信専用の端末を設定している。 ⑤ 採否 執務空間で携帯電話が使用できる。 ⑥ 採否 執務空間で衛星電話が使用できる。 ⑦ 選択 平常時より上記の通話装置が常設されている。 上記通話装置は、発災時に設置する。	○					
(2) 通信(FAX)	災害に係る各種情報の収集、非常時優先業務に必要な情報の通信・連絡を行うための機能を確保する。	① 採否 一般公衆網が途絶・輻輳した場合にも使用できる通話回線(災害時優先回線等)を確保している。 ② 採否 構内交換機を介さずに通信できる災害時優先回線を設置している。 ③ 採否 中央防災無線に接続されるFAXを設置している。 ④ 採否 輻輳に備え、発信・着信専用の端末を設定している。 ⑤ 選択 平常時より上記の通信装置が常設されている。 上記通信装置は、発災時に設置する。	○					
(3) 通信、情報収集(E-mail, Internet)	災害に係る各種情報の収集、非常時優先業務に必要な情報の通信・連絡を行うための機能を確保する。	① 採否 発電機回路に接続されている等、発災時にも使用できるインターネット端末を確保している。	○					
(4) 情報収集(TV放送の受信)		① 採否 テレビが視聴できる。	○					

《施設機能チェックシート IV. 執務空間における機能》 (案)

施設名称：〇〇〇〇						
項目	目標とする機能水準	地震標準的	津波標準的	水災標準的	採用項目 (目標)	現状把握
						施設機能の現状
						具体的内容等
基本方針		施設整備の内容				
(5) 情報伝達 (館内放送)		① 採否	リモートマイク等により執務空間から館内放送が行える。		○	
(6) 情報伝達 (インターホン)		① 採否	インターホン等により、施設管理室、活動支援諸室との直通回線が確保されている。			
2.4. 空調・換気						
(1) 空調または換気の確保	非常時優先業務を行う職員が長時間活動するにあたり支障をきたさないよう空調機能または換気機能を確保する。	① 採否	ライフラインが停止した場合にも平常時と同じ換気機能が確保される。	○		
		② 選択	ライフラインが停止した場合にも平常時と同じ冷暖房が確保される。			
			ライフラインが停止した場合は執務空間の一部で冷暖房ができる。	○		
		③ 採否	窓や換気口等により、自然換気ができる。			
		④ 採否	屋外機は屋上等、浸水想定階以上に設置する。		○	
3. 火災被害の防止						
(1) 火災被害の防止 (延焼の防止)	他所で発生した火災による被害を防止するための措置を施す。	① 採否	防火・防煙性能を持った壁等で区画されている。	○		
		② 採否	防火戸や防火シャッター等の動作に支障がない。			
(2) 火災被害の防止 (防災機能)	自動火災報知、消火の機能を確保する。	① 採否	保守点検等により、自動火災報知や消火の機能を確認している。	○		
		② 採否	自火報警は浸水想定階以上に設置する。		○	
		③ 採否	カセットコンロや電気ストーブが持ち込まれていない。	○		
		④ 採否	燃料等の危険物が持ち込まれていない。	○		
(3) 安全性の向上・二次災害の防止	水損が発生し難い消火設備を採用する。	① 選択	水損を回避すべき執務空間では、水損による二次災害を極力回避できるように予作動式スプリンクラーシステムとしている。	○		
			水損を回避すべき執務空間では、不活性ガス消火設備等の水を使用しない消火設備を配備している。			
4. 浸水被害の防止						
(1) 浸水被害の防止	他所で発生した漏水や消火活動に伴う浸水被害を防止する措置を施す。	① 採否	衛生配管や空調の冷温水配管が執務空間に布設されていない。	○		
		② 採否	上部にトイレ・湯沸し等、水を使用する場所を設けていない。	○		
		③ 採否	上部に水を使用する場所がある場合、水損を防止する措置を施している。	○		
		④ 採否	周辺の消火活動等による水が室内に浸入しないよう対策している。(OAフロア内の防水堤、廊下に排水口を設ける等)			
5. セキュリティ						
(1) 入室制限	非常時優先業務の機密性に応じて、入室者を制限できる機能を確保する。	① 採否	エントランスホール等のパブリックエリアから容易にアクセスできない位置に設定されている。	○		
		② 採否	許可された人のみ入室可能のように、入室管理を行う。			
		③ 採否	入室管理装置や電気錠を設ける場合、発電機回路より電力供給している。	○		
		④ 採否	浸水想定階の電気錠等の機器は回路を別系統とする(系統ごとに分けて使用できる)。		○	

発災時チェックシート (案)

点検項目	点検内容	様式2 記号	判定	○の場合の 対処・応急対応等	備考・特記事項
I. 構造体等					
I. 第I次					
1. 構造体等のI次点検					
1.1. 建物調査可否					
(1) 一見して危険と感ずるか	① 火災が発生している。	【あ】		建物を退去	
	② 煙が出ている。	【い】		建物を退去	
	③ ガスのにおいがする。	【う】		建物を退去	
	④ 建物が浸水している。	【え】		安全な場所に避難	
	⑤ 周辺道路が浸水している。	【お】		安全な場所に避難	
	⑥ 著しく液状化している。	【か】		安全な場所に避難	
	⑦ 津波警報の発令等により施設に近づけない。	【き】		安全な場所に避難	
	⑧ 危険と思われる要素は見当たらない。			初動対応開始	
1.2. 構造体					
(1) 一見して危険と感ずるか	① 基礎の著しい崩壊・上部構造との著しいずれ	【く】		建物を退去	
	② 建物全体又は一部の著しい傾斜	【け】		建物を退去	
	③ 建物全体又は一部の崩落・落階	【こ】		建物を退去	
	④ 危険と思われる要素は見当たらない。			初動対応開始	

発災時チェックシート (案)

発災時チェックシート (案)					
点検項目	点検内容	様式2 記号	判定	○の場合の 対処・応急対応等	
I. 構造体等					
II. 第Ⅱ次					
1. 構造体等のⅡ次点検					
1.1. 外部点検					
(1) 建物に傾斜や沈下はないか (2) 建物が倒壊による危険はないか 【RC造】 (3) 建物が倒壊による危険はないか 【S造】 (4) 隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険はないか	① 傾いている。沈下している。			建物を退去	
	② 傾いているように感じる。			要注意 専門家へ詳細診断を要請する。	
	③ ないと感じる			点検継続	
	① 斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。	【す】		要注意 専門家へ詳細診断を要請する。	
	② 大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。	【せ】		建物を退去	
	③ ひび割れはあるが、コンクリートの浮きや剥落がない。			点検継続	
	① 鉄骨柱梁、筋交いの接合部に部分的な変形、亀裂が見られる。	【そ】		要注意 専門家へ詳細診断を要請する。	
	② 鉄骨柱梁、筋交いの接合部に顕著な変形が見られ、破断している。	【た】		建物を退去	
	③ 鉄骨柱梁、筋交いの接合部に変形、亀裂がない。			点検継続	
	① 隣接建築物や鉄塔等が庁舎の方向に傾いている。	【さ】		建物を退去	
	② 周辺地盤が大きく陥没または隆起している。	【し】		建物を退去	
	③ 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、庁舎への影響はないと考えられる。			要注意 専門家へ詳細診断を要請する。	
④ 危険はない。			点検継続		
1.2. 内部点検					
(1) 建物内の床に傾斜はないか (2) 廊下や階段に変形・損傷はないか 【RC造】 (3) 廊下や階段に変形・損傷はないか 【S造】	① 傾いている。			立入禁止	
	② ないと感じる。			点検継続	
	① 斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。	【ね】		点検継続 専門家へ詳細診断を要請する。	
	② 大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。	【の】		立入禁止	
	③ ひび割れはあるが、コンクリートの浮きや剥落がない。			点検継続	
	① 鉄骨柱梁、筋交いの接合部に部分的な変形、亀裂が見られる。	【は】		要注意 専門家へ詳細診断を要請する。	
	② 鉄骨柱梁、筋交いの接合部に顕著な変形が見られ、破断している。	【ひ】		立入禁止	
	③ 鉄骨柱梁、筋交いの接合部に変形、亀裂がない。			点検継続	
III. 第Ⅲ次					
1. 構造体等のⅢ次点検 (建築非構造部材の外部・内部の点検)					
1.1. 外部点検					
(1) 窓枠・窓ガラス (2) 外装材 (3) 突起物の落下・転倒 (4) その他設備	① 窓枠が歪んでいる。	【ち】		当該エリアへの立ち入り禁止 落下物の防止措置等	
		【つ】		当該エリアへの立ち入り禁止 落下物の防止措置等	
	② 大きなひび割れ、はがれなどがあり落下しそうである。	【て】		当該エリアへの立ち入り禁止 落下物の防止措置等	
		【と】		当該エリアへの立ち入り禁止 落下物の防止措置等	
	③ 屋上工作物、室外機、外灯、塀などに傾きがある。	【な】		当該エリアへの立ち入り禁止	
		【に】		落下物の防止措置等	
	④ その他設備に、燃料漏れ、水漏れ等の異常がある。	【め】		ガス、油、水の供給遮断	
1.2. 内部点検					
(1) 壁取付器具等 (2) 天井取付器具等 (3) その他設備	① 壁材や壁取付器具が落下しそうである。			当該エリアへの立ち入り禁止 落下物の防止措置等	
				当該エリアへの立ち入り禁止 落下物の防止措置等	
	② 天井材や天井取付器具が落下しそうである。			当該エリアへの立ち入り禁止 落下物の防止措置等	
				ガス、油、水の供給遮断	

発災時チェックシート (案)

点検項目	点検内容	様式2 記号	判定	〇の場合の 対処・応急対応等
II. 基幹設備機能				
I. 第II次				
2. 基幹設備機能のII次点検				
2.1. 電力				
(1) 非常用発電設備	正常に稼動している。	【ま】		「いいえ」の場合に以下の項目を点検する。
	① 停止している。(商用電源の途絶時)	【み】		稼動を停止させる。 維持管理受託者、機器メーカー等へ緊急対応を 要請する。 代替設備への切替え、代替施設への移動を検討する。
	② 移動、破損している。			
	③ 警報ランプ、ブザーが点灯、鳴動している。			
	④ 異臭、異音、煙が発生している。			
	⑤ 燃料漏れしている。			
	⑥ 空調・換気が停止している。	【む】		
(2) 受変電設備	正常に稼動している。			「いいえ」の場合に以下の項目を点検する。
	① 移動、破損している。			異常系統を遮断する。 維持管理受託者、機器メーカー等へ緊急対応を 要請する。 代替設備への切替え、代替施設への移動を検討する。
	② 警報ランプ、ブザーが点灯、鳴動している。			
	③ 異臭、異音、煙が発生している。			
	④ オイル漏れしている。			
	⑤ 空調・換気が停止している。	【む】		

点検項目	点検内容	様式2 記号	判定	〇の場合の 対処・応急対応等
II. 第III次				
2. 基幹設備機能のIII次点検				
2.1. 電力				
(1) 非常用発電設備	① 運転状態の確認			— 運転中の非常用発電機に、異音や異臭、発煙などの状況が生じていないか、燃料がどの程度残っているのかなど、非常用発電機が停止することがないように状態を確認する。 電力供給が開始されない場合には、②～⑥の点検を行う。
	② ランプ、ブザー等で異常が表示されている。			警報ランプを確認し、外観上明らかな異常が見られない場合、リセットスイッチを操作し再起動を試みる。 異常が表示されておらず、非常用発電機が起動していない場合、運転モードの確認を行い、起動している場合には過電流遮断器の確認を行う。
	③ 発電機室に漏水がある。			漏水箇所を特定しバルブ操作などにより漏水を止める。浸水してきた水は雑巾等で吸いとりか、スクレイパ等を使用して排水口から排水する。
	④ 運転モードが「自動」になっていない。			「自動」に切り替え、再起動を試みる。または「手動」による起動を試みる。
	⑤ バッテリーによる制御電源が供給されていない。			制御電源の状況をバイロットランプやスイッチの状態を確認する。異常がない場合は再起動を試みる。
	⑥ 過電流遮断器が動作している。			過電流遮断器の状況を確認し、動作していれば原因を確認する。 過電流遮断器が瞬時に動作する場合、電路が短絡していると推定されるので、事故点の調査を行う。 過電流遮断器がタイムラグを持って動作する場合、過負荷と考えられるので、遮断器が動作しないように一部負荷を停止する。
(2) 受変電設備	① ランプ、ブザー等で異常が表示されている。			警報ランプを確認し、外観上明らかな異常が見られない場合、リセットスイッチを操作し、警報を復旧する。 警報が復旧しない場合には、表示されるエラーに応じた対処が必要となる。継電器などの誤動作で遮断器などが動作している場合には、警報を復旧後、原因を確認する。
	② 電気室に漏水がある。			漏水箇所を特定しバルブ操作などにより漏水を止める。浸水してきた水は雑巾等で吸いとりか、スクレイパ等を使用して排水口から排水する。
	③ 異臭、異音、煙が発生している。			発生部位を特定し、遮断器などにより健全系統から切り離しが可能であれば切り離しを行う。火災等が発生する恐れがある場合は給電を停止する。
	④ オイル漏れしている。			二次災害を防止するため、オイル漏れしている変圧器を遮断器で切り離す。
	⑤ 空調・換気が停止している。	【む】		停電の影響で停止している場合は手動により再起動する。空調・換気が動作しない状況でも電気室内の室温が40度以下である限り継続使用が可能。

点検項目	点検内容	様式2 記号	判定	○の場合の 対処・応急対応等
------	------	-----------	----	-------------------

2.4. 通信・情報				
(1) 構内交換装置 構内情報通信網主装置 館内放送 自動火災報知受信機	正常に稼働している。			「いいえ」の場合に以下の項目を点検する。
	① 移動、破損している。			稼働を停止する。 維持管理受託者、機器メーカー等へ緊急対応を要請する。 代替設備への切替え、代替施設への移動を検討する。
	② 異臭、異音、煙が発生している。			
	③ 空調・換気が停止している。	【む】		

2.2. 空調				
(1) 熱源・空調	正常に稼働している。			「いいえ」の場合に以下の項目を点検する。
	① 移動、破損している。			
	② 異臭、異音、煙が発生している。			
	③ 燃料漏れしている。			稼働を停止する。 維持管理受託者、機器メーカー等へ緊急対応を要請する。 代替設備への切替え、代替施設への移動を検討する。
	④ 警報ランプ、ブザーが点灯、鳴動している。			
⑤ 漏水している。				

2.3. 給水・排水				
(1) 水槽・ポンプ	正常に稼働している。			「いいえ」の場合に以下の項目を点検する。
	① 移動、破損している。			
	② 警報ランプ、ブザーが点灯、鳴動している。			遮断弁等で給水・排水を停止する。 維持管理受託者、機器メーカー等へ緊急対応を要請する。 代替設備への切替え、代替施設への移動を検討する。
	③ 漏水している。			

2.5. エレベーター				
(1) エレベーター	正常に稼働している。			「いいえ」の場合に以下の項目を点検する。
	① 停止している。			
	② 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。			メンテナンス業者等へ緊急対応を要請
③ カゴ内に人が閉じ込められている。				

点検項目	点検内容	様式2 記号	判定	○の場合の 対処・応急対応等
------	------	-----------	----	-------------------

2.4. 通信・情報				
(1) サーバー・通信装置	① 異臭、異音、煙が発生している。			発生部位を特定し、分電盤からの操作により異常が発生している機器を停止させる。
	② 空調・換気が停止している。	【む】		停電の影響で停止している場合は手動により再起動する。空調・換気が動作しない状況でも電気室内の室温がサーバー、通信装置の許容室温以下となる場合には継続使用が可能。

2.2. 空調				
(1) 熱源・空調	① 異臭、異音、煙が発生している。			発生部位を特定し、動力制御盤からの操作により異常が発生している機器を停止させる。
	② 燃料漏れしている。			燃料漏れている部位を特定し、補修を行う。補修が困難な場合は燃料の供給を停止して、十分な換気措置を取った上で燃料漏れの部位に火気を近づけないようにする。
	③ 警報ランプ、ブザーが点灯、鳴動している。			継電器などの誤動作で遮断器が動作している場合には、警報を復旧後遮断器の再投入を行う。
	④ 漏水している。			漏水箇所を特定し、バルブ操作などにより漏水を止める。溜まった水は雑巾等で吸い取るか、スクレイパ等を使用して排水口から排水する。

2.3. 給水・排水				
(1) 水槽・ポンプ	① 警報ランプ、ブザーが点灯、鳴動している。			継電器などの誤動作で遮断器が動作している場合には、警報を復旧後、遮断器の再投入を行う。

2.5. エレベーター				
(1) エレベーター	① 停止している。			管制運転の動作状況、警報の発生箇所を確認する。
	② カゴ内に人が閉じ込められている。			連絡用インターホンにて負傷者等の確認を行う。 メンテナンス業者へ救出作業を要請する。

点検項目	点検内容	様式2 記号	判定	○の場合の 対処・応急対応等
------	------	-----------	----	-------------------

Ⅲ. 活動支援空間における機能

3. 活動支援空間のⅡ次点検				
3.1. 初期確認				
(1) 初期確認	① 火災が発生している。	【あ】		避難するとともに、消防機関へ通報する。
	② 浸水している。	【え】		
	③ 漏水が発生している。			給水の遮断、清掃、片付け
	④ ガスのおいがする。	【う】		ガス供給を遮断する。 当該エリアへの立ち入りを禁止し、窓やドアを開けて換気を行う。 基幹設備機能のⅢ次点検へ
	⑤ 燃料漏れ、水漏れ等の異常がある。			油、水の遮断、基幹設備機能のⅢ次点検へ
	⑥ 家具の転倒やガラスの散乱が見られる。			清掃、片付け
	⑦ 天井付き器具（照明、空調機等）の落下などの異常が見られる。			当該エリアへの立ち入り禁止、落下物の片付け
	⑧ 照明が点灯しない。			基幹設備機能のⅢ次点検へ
	⑨ コンセントが使用できない。			基幹設備機能のⅢ次点検へ
	⑩ 電話やインターホン等、通信手段が確保できない。			基幹設備機能のⅢ次点検へ
	⑪ 換気又は冷暖房ができない。			基幹設備機能のⅢ次点検へ

点検項目	点検内容	様式2 記号	判定	○の場合の 対処・応急対応等
------	------	-----------	----	-------------------

3. 活動支援空間のⅢ次点検					
(1) トイレ	① 水道（給水・排水）、水洗が使用できない。	【ま】		災害対策トイレの準備、給水・排水設備の機能確認	
				窓による採光、懐中電灯の使用、照明設備の機能確認	
	② 必要な明るさが確保できていない。			仮設照明の準備、懐中電灯の使用、照明設備の機能確認	
				代替物資の手配	
	(2) 備蓄倉庫	① 必要な明るさが確保できていない。			仮設照明の準備、懐中電灯の使用、照明設備の機能確認
					代替物資の手配
		② 備蓄物資が損傷等により使用できない。			
	(3) 活動経路	① 廊下の照明が点灯しない。			障害物の除去、代替経路の確保
② 廊下が閉鎖されている。					
③ 階段の照明が点灯しない。					
④ 階段が閉鎖されている。					
⑤ 経路にある扉（自動扉も含む）が開閉できない。					
⑥ セキュリティ機器が正常に動作せず、動線の確保や分離ができていない。				警備受託者へ対応を要請	

点検項目	点検内容	様式2 記号	判定	○の場合の 対処・応急対応等
IV. 執務空間における機能				
II. 第II次				
4. 執務空間のII次点検集計				
①	火災が発生している。			【あ】
②	漏水が発生している。			【へ】
③	ドアが外れている。			【ほ】
④	ドアが変形している。			【ほ】
⑤	窓が割れている。			【ほ】
⑥	窓にひびがある。			【ほ】
⑦	間仕切り壁に損傷が見られる。			【ほ】
⑧	天井材が落下している。			【ふ】
⑨	天井材のズレが見られる。			【ほ】
⑩	照明器具が落下している。			【ほ】
⑪	照明器具のズレが見られる。			【ほ】
⑫	スプリンクラーから放水している。			【ほ】
⑬	OAフロア等、床材に損傷が見られる。			【ほ】
⑭	家具類が転倒している。			【ほ】
⑮	書類が散乱している。			【ほ】
⑯	火災が発生する恐れがある。 (OA機器の破損、配線器具の破損等)			【ほ】
⑰	その他の損傷			【ほ】

点検項目	点検内容	様式2 記号	判定	○の場合の 対処・応急対応等
第III次				
4. 執務空間のIII次点検集計				
①	優先業務に必要な照明が点灯しない。			【ほ】
②	優先業務に必要なコンセントが使用できない。			【ほ】
③	優先業務に使用する家具および収納物に損傷がある。			【ほ】
④	換気が停止している。			【ほ】
⑤	空調（冷暖房）が停止している。			【ほ】
⑥	パソコンが使用できない。			【ほ】
⑦	電話回線（NTT）が使用できない。			【ほ】
⑧	電話回線（専用線）が使用できない。			【ほ】
⑨	電話回線（中央防災無線）が使用できない。			【ほ】
⑩	コピー機が使用できない。			【ほ】
⑪	FAX（NTT）が使用できない。			【ほ】
⑫	FAX（中央防災無線）が使用できない。			【ほ】
⑬	テレビ放送が受信できない。			【ほ】
⑭	インターネットが使用できない。			【ほ】
⑮	電子メールが使用できない。			【ほ】
⑯	その他の損傷			【ほ】